

市議第 1 号議案

岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 7 日 提 出

提出者

岐阜市議会 議会運営委員長 大 野 一 生

岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u>の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により条例等に基づく手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、<u>地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び<u>議会の規程</u>を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 市の機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会若しくは議会</u>、これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって、法律、法律に基づく命令及び条例等により独立に権限を行使することを認</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u>の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により条例等に基づく手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び<u>地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 市の機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会若しくは<u>固定資産評価審査委員会</u>、これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって、法律、法律に基づく命令及び条例等により独立に権限を行使することを認められ</p>

められたものをいう。  
(3)～(11) (略)

たものをいう。  
(3)～(11) (略)

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

議会の規程に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、この条例を定めようとする。

市議第2号議案

高額療養費制度の自己負担限度額引上げの中止を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和8年3月27日 提出

提出者 岐阜市議会議員 堀田 信夫

同 同 森下 満寿美

賛成者 岐阜市議会議員 服部 勝弘

同 同 田中 成佳

同 同 可児 隆

同 同 原 菜穂子

同 同 披田 麻衣

## 高額療養費制度の自己負担限度額引上げの中止を求める意見書

令和7年12月26日、令和8年度政府予算案が閣議決定され、そこには高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げることが盛り込まれている。

この政府予算案は、多数回該当の据え置きや、現役世代への年間上限の新設、年収200万円未満の所得区分での多数回該当の限度額引下げなど、長期療養者に配慮する一方、令和8年8月に自己負担限度額を一律に引き上げた上で、令和9年8月には、現在の市民税課税世帯における4つの所得区分を12区分に細分化し、限度額をさらに引き上げるとしている。

この決定を受けて、SNSを中心に限度額引上げを懸念する声が急速に広がっている。物価高騰で実質賃金が低下し、高額療養費制度を利用している重症疾患の患者の家計は既に医療費負担で逼迫している。また、病気により休業や就労制限を余儀なくされている方々は、所得減少の中、貯蓄を取り崩す等で何とか治療費を捻出しており、金銭的な余裕は全くない状況にある。現状でも限度額が高過ぎて制度が利用できないことや、さらなる限度額の引上げで治療中断に追い込まれるなど、切実な実態にある患者の声が寄せられている。

制度の全利用者の約8割となる660万人は、多数回に該当せず現行の制度に比べて負担額の増加が見込まれる。また、乳がん、肺がんなどの外来化学療法を行っている患者に大きな影響が出ることが予想される。

今年1月9日の記者会見で、上野厚生労働大臣は、高額療養費の限度額引上げに伴う保険料軽減効果について、令和8年度は給付削減により700億円の保険料軽減効果があると説明したが、国民1人当たりでは年間583円、月49円と、僅かな効果でしかない。この見直しにより、大病を患っても利用できない、負担が重い制度となれば、むしろ現役世代のリスクは増大し、また全世代にわたり経済的破綻と命の危機を招くことになる。

よって、国におかれては、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを中止するよう要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第3号議案

アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃に抗議し、即時停戦を求める決議

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和8年3月27日 提出

提出者 岐阜市議会議員 堀田信夫

同 同 森下満寿美

賛成者 岐阜市議会議員 服部勝弘

同 同 田中成佳

同 同 可児隆

同 同 原菜穂子

同 同 披田麻衣

アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃に抗議し、  
即時停戦を求める決議

本年2月28日、アメリカ及びイスラエルは、イランへの先制攻撃を開始し、イランの最高指導者を殺害した。また、その後の軍事行動で子どもを含む多数の民間人が犠牲になっている。さらに、アメリカのトランプ大統領は、イラン国民に対して体制転覆を公然と呼びかけている。

国連憲章及び国際法は、武力行使の禁止と国家主権の尊重を大原則としており、アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃は、国連憲章及び国際法に違反していると言わざるを得ない。

しかしながら、トランプ大統領は「私に国際法は必要ない。」と言い放ち、平然と国際法を無視した野蛮な行動を繰り返している。

戦争の惨禍を繰り返さないため国際社会が築き上げてきた秩序は、今、重大な危機を迎えている。いかなる理由があろうとも、主権国家を先制攻撃し、体制転覆を図るなどということは許されるものではない。

イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大し、軍事的エスカレーションを引き起こす危機も迫っている。事態がこのまま継続することになれば、中東地域及び我が国、世界の平和と安全に深刻な打撃をもたらすことは必至である。

よって、本市議会は、アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃に断固抗議するとともに、イランへの攻撃を直ちに停止し、外交交渉による解決に立ち戻ることを強く求める。

以上 決議する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 議 会